



三重県公報

令和2年6月12日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

公 告

令和2年度三重県一般会計補正予算の公表

(財 政 課) 1

公 告

令和2年度三重県一般会計補正予算が令和2年6月10日成立しましたので、次のとおり公表します。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木英敬

令和2年度三重県一般会計補正予算（第4号）

令和2年度三重県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,136,668千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760,903,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		85,570,437	7,306,915	92,877,352
	1 国庫負担金	43,481,160	403,937	43,885,097
	2 国庫補助金	40,326,714	6,900,321	47,227,035
11 寄附金	3 委託金	1,762,563	2,657	1,765,220
	1 寄附金	35,673	110,000	145,673
12 繰入金		17,605,106	575,428	18,180,534
	2 基金繰入金	17,421,243	575,428	17,996,671
14 諸収入		21,127,775	1,325	21,129,100
	8 雑入	5,221,202	1,325	5,222,527
15 県債		107,619,000	143,000	107,762,000
	1 県債	107,619,000	143,000	107,762,000

歳	入	合	計	752,767,001	8,136,668	760,903,669
---	---	---	---	-------------	-----------	-------------

歳 出

款 目	項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計 額
2 総務費		46,525,883	131,872	46,657,755
	2 企画費	1,292,205	105,556	1,397,761
	5 生活文化費	4,035,630	8,664	4,044,294
	8 防災費	7,035,690	17,652	7,053,342
3 民生費		112,982,537	1,109,228	114,091,765
	1 社会福祉費	85,784,970	1,043,962	86,828,932
	2 児童福祉費	24,502,093	65,266	24,567,359
4 衛生費		29,914,586	4,450,113	34,364,699
	1 公衆衛生費	13,746,644	4,438,187	18,184,831
	4 医薬費	5,045,044	11,926	5,056,970
5 労働費		1,563,116	825	1,563,941
	1 労働費	674,456	825	675,281
6 農林水産業費		33,429,566	1,020,985	34,450,551

	1 農	業	費	10,246,975	905,985	11,152,960
	4 林	業	費	8,003,297	115,000	8,118,297
7 商	工	業	費	17,609,609	1,212,107	18,821,716
	1 商	工	業	費	1,212,107	18,821,716
9 警	察		費	38,803,107	151,278	38,954,385
	1 警	察	管理	費	127,164	35,660,275
	2 警	察	活動	費	24,114	3,294,110
10 教	育		費	165,226,652	60,260	165,286,912
	1 教	育	総務	費	24,330	23,080,114
	2 小	学	校	費	24,230	54,464,387
	3 中	学	校	費	10,769	29,834,529
	7 保	健	体	育	費	533,442
歳	出	合	計	752,767,001	8,136,668	760,903,669

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
インターネット情報提供推進費 事業	千円 17,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	17,000			

変 更

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
県単警察施設整備費	千円 1,314,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とする。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資金条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	千円 1,440,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とする。
計	107,619,000				107,745,000	

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
